

中米の衣料品保税加工業の国際競争力対策

内多 允 Makoto Uchida

名古屋文理大学 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

中米地域では地域統合に関するさまざまな組織が活動しているが、貿易については中米共同市場（以下、英語略称の CACM）の役割が大きい。CACM はコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの5 か国で構成されている。また、CACM は貿易を含めた対外経済関係では最も重要なパートナーである米国への輸出市場拡大を目指して、自由貿易協定（DR-CAFTA）を締結した。同協定はコスタリカを除いて各国で発効している。CACM の対米輸出では従来の特恵輸入制度に代わって、同協定の役割が大きくなるだろう。

一方、この種の協定だけでは米国市場における競争力の維持が、困難な状況も生まれている。その典型的な事例が中米カリブ地域の対米輸出産業である衣料品生産の保税加工業である。この地域からの衣料品輸入に対する特恵輸入制度を、米国政府は構築してきた。しかし、近年はこのような制度による競争力維持が、中国等のアジアからの価格競争力に対して無力な現実が表面化している。

伸び悩む対米輸出

CACM の 06 年における貿易（加盟 5 か国の財の貿易額合計）は、輸出 209 億 5,100 万ドル、輸入 351 億

2,100 万ドルでその収支は 141 億 7,000 万ドルの入超を計上した。サービス貿易を含めた貿易収支では 137 億 2,770 万ドルの入超である。同収支は例年恒常的な赤字傾向を続けており、最近 3 年間 (04 年から 06 年) は連続して増加している。この輸入超過傾向を打開すべく、輸出市場の多様化の必要性が指摘されている。

CACM の最大の輸出市場は米国である (表 1)。同表によれば 05 年には、輸出総額 56.2% が対米輸出である。米国に次ぐ輸出先が CACM 域内輸出で、05 年は 17.9% を占めた。輸入についても米国が最大の取引相手国であり、これに次いで CACM 域内 (但しその他を除く) となっている。

CACM 最大の輸出先である米国への輸出伸び率は 06 年にマイナスを記録した (表 2)。CACM 加盟国の中ではホンジュラスが最大の減少 (前年比 25.9% 減) を記録した。これとは対照的に CACM の中南米地域への輸出伸び率 05 年と 06 年は 2 桁台を記録した (表 2)。米国に次ぐ規模の輸出市場である CACM 域内輸出は比較的、好調に伸びている。

CACM の輸出総額に占める域内輸出比率は 04 年から 06 年の各年は 17% 台 (表 3) となっている。その伸び率 (06 年) も総輸出額 (13.6%) よりは低い (13.2%) とは云え、前記の対米輸出の減少とは対照的に、好調な実績である。

重要度を増す CAFTA

CACM 諸国の対米貿易の構造を、米国の輸入データから見ると、次のような特徴があげられる。米国の輸入制度別の対 CACM 輸入データによれば、特惠制度に代わって自由貿易協定による輸入が増加している (表 4)。

CACM 諸国に適用される同協定は、米国・中米間自由貿易協定 (以下、DR-CAFTA) である。同協定は 04 年 8 月に加盟国間で調印された。米国議会は 05 年 8 月にこれを承認した。一方、中米カリブ各国の発効時期はエルサルバドル (06 年 3 月)、ホンジュラスとニカラグア (06 年 4 月)、グアテマラ (06 年 7 月) である。調印国で唯一、批准を実現していない国はコスタリカである。

表 1 中米共同市場の輸出市場構成

(単位：100 万ドル，%)

	CACM	米国	EU	中国	香港	その他	合計
00 年金額	2,617	9,640	1,943	17	19	1,924	16,168
05 年金額	3,912	12,290	1,916	304	489	1,428	21,871
00 年比率	16.2	59.6	12.0	0.1	0.1	11.9	100.0
05 年比率	17.9	56.2	8.8	1.4	2.2	6.5	100.0

(注) 比率は輸出先の市場別構成比率。

米国については保税加工貿易額 (maquila 取引) を含む。当該統計は各種統計より作成されたので、各内訳を合算しても合計と一致しない。

(出所) ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会), Latin America and the Caribbean in the World Economy p.142 Table IV.10

表 2 中米各国の対中南米・米国輸出伸び率

(単位：%)

	対中南米		対米国	
	05 年	06 年	05 年	06 年
CACM 平均	16.3	13.8	0.7	-1.3
コスタリカ	14.8	17.4	1.1	12.4
エルサルバドル	11.3	21.4	-4.9	-8.8
グアテマラ	19.8	8.0	1.0	13.9
ホンジュラス	18.5	2.7	-2.1	-25.9
ニカラグア	16.1	24.0	22.9	10.3

(注) 中米共同市場 (CACM) 加盟国の仕向け先別の対前年比輸出額伸び率。

(出所) 表 1 の p.50 Table I.3 より抜粋

表 3 総輸出額と域内輸出額の比較

(単位：100 万ドル，%)

	01 年	04 年	05 年	06 年
総輸出額	16,328	19,767	21,849	24,821
同伸び率	-1.8	9.1	10.5	13.6
域内輸出額	2,829	3,506	3,912	4,429
同伸び率	1.5	12.7	11.6	13.2
域内輸出比率	17.3	17.7	17.9	17.8

(注) 域内輸出比率は中米共同市場 (CACM) 加盟国への輸出額の総輸出額に対する割合。

(出所) 表 1 の p.141 Table IV.9 より抜粋。

コスタリカ議会が DR-CAFTA を批准しない要因としては、06 年の大統領選挙と議会選挙以降の政治動向があげられる。同年 2 月の大統領選挙では DR-CAFTA 批准を支持するアリアス現大統領が当選した。しかしその得票率は 40.92% で、次点のソリス候補（批准反対派）が同 39.80% にまで迫る接戦であった。同時に行われた議会（議員定数 57 名の一院制）選挙では、アリアス大統領の所属政党である国民解放党（PLN）は 25 議席という少数与党に止まった。同年 5 月 8 日に行われた新大統領就任式の演説では、アリアス大統領は DR-CAFTA の批准については言及しなかった。

DR-CAFTA の批准については、その是非を問う国民投票が 07 年 10 月 7 日に実施された。その得票率は賛成票 51.6%、反対票 48.4% で僅差で批准が承認された。しかし、国民投票実施前から、批准反対派の政府批判も激しくなってきた。同協定の発効期限である 08 年 2 月末までに、議会や政府が協定履行に必要な関連法案の審議にどのような日程と方針で取り組むかについては明らかにされ

ていない。発効期限までの賛成派と反対派の攻防は、まだ予断を許さない状況である。

DR-CAFTA を発効した諸国からの米国の輸入統計にも、同協定を適用する輸入増加の傾向が早速表れている（表 4）。同表の自由貿易協定による輸入が、DR-CAFTA を適用している。一方、GSP（一般特惠関税）やその他の特惠輸入制度（その具体的な制度は表 4 注記参照）による輸入は減少している。06 年に米国は CACM から 140 億 2,000 万ドルを輸入したが、その内 DR-CAFTA による輸入が CACM 全体で 28.2% を占めた。個々の国では、エルサルバドルとホンジュラスからの輸入額の 50% 台が DR-CAFTA を適用している。コスタリカのみが未発効国であるので、特惠制度による輸入に対する依存度が、他の 4 か国よりも高くなっている。

対米貿易の担い手として中米カリブ地域では保税加工貿易が、重要である。同地域の保税加工貿易はメキシコのマキラドーラをモデルに発展した。メキシコと同様に加工用の中間財を輸入して、仕上げた最終製品

を輸出して加工賃を稼ぐビジネスである。CACM の保税加工貿易は 04 年から 05 年の低迷状況を脱して、06 年には回復基調を取り戻した(表 5)。保税貿易の付加価値額(同表は輸出額から輸入額を引いた純輸出額を付

加価値額としている)は CACM 全体で 06 年には前年比 18.7%増の 29 億 4,200 万ドルを計上した。その国別内訳ではホンジュラスが、最大の付加価値額(9 億 9,280 万ドル)を計上した。

表 4 米国の対 CACM 輸入(輸入制度別構成比と総額)

(単位: %, 100 万ドル(輸入総額))

	GSP (一般特惠)		他の特惠制度		自由貿易協定		輸入総額	
	05 年	06 年	05 年	06 年	05 年	06 年	05 年	06 年
CACM	2.0	1.3	46.7	20.4	0.0	28.2	13,422	14,020
コスタリカ	2.6	3.0	30.1	36.2	0.0	0.0	3,377	3,813
エルサルバドル	2.9	0.5	61.9	8.4	0.0	53.3	1,982	1,843
グアテマラ	2.1	1.5	39.9	21.0	0.0	17.9	3,123	3,103
ホンジュラス	1.5	0.3	63.1	14.9	0.0	53.6	3,758	3,735
ニカラグア	0.1	0.1	34.2	7.3	0.0	27.1	1,182	1,526

(注) 他の特惠制度で適用される制度は the Caribbean Basin Initiative (CBI) と the Caribbean Basin Economic Recovery Act (CBERA)。

(出所) ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会), Latin America and the Caribbean in the World Economy p.127 Table IV.3 より抜粋。

表 5 保税加工貿易の付加価値額と対前年比伸び率

(単位: 100 万ドル, %)

	04 年	05 年	06 年
CACM	2,783.4 (-5.4)	2,477.7 (-11.0)	2,942.2 (18.7)
コスタリカ	917.3 (-22.1)	663.7 (-27.6)	826.0 (24.5)
エルサルバドル	464.9 (-5.9)	410.6 (-11.7)	398.2 (4.0)
グアテマラ	439.2 (2.6)	322.1 (-26.7)	463.1 (43.8)
ホンジュラス	795.0 (12.0)	886.4 (11.5)	992.8 (12.0)
ニカラグア	167.0 (25.8)	194.9 (16.7)	262.1 (34.5)

(注) 付加価値の算出方法は本文参照。() 内の数字は対前年比伸び率

(出所) ECLAC, The Central American Isthmus: Economic Evolution During 2006 and Prospect for 2007 p.35 TableA-8 より抜粋。

保税加工貿易の発展は米国との貿易と密接な関係がある。米国の産業界が特に労働集約的な分野の操業地を、低賃金で操業可能な中米カリブ地域の求めたことが契機となった。一方、これを受け入れた現地は雇用と外貨収入源を確保するためにこれらの海外からの進出企業を保税加工業 (maquila sector, In-Bond Assembly Plant) として、優遇措置を導入した。保税加工業の主な輸出先は、特恵的な輸入制度が適用される米国である。

CACM 各国は対米輸出拠点として発展が見込める保税加工業を、外資導入政策の中でも重要な産業分野に位置づけてきた。対米輸出産業の主な保税加工産業は、衣料品生産で

ある。例えば、ホンジュラスでは06年、対内直接投資の受入額3億8,500万ドルに加えて、保税加工産業への投資額が1億1,000万ドルに上り、その主な業種は米国からの投資による繊維産業であると、同国中央銀行は報告している。エルサルバドルへの海外からの主な投資先も、衣料品生産である (以上のホンジュラスとエルサルバドルについては、ECLACのForeign Investment 2006より引用)。

CACM の主要な輸出商品である衣料品の対米輸出額は06年、71億2,240万ドルであった (表6)。これは米国の対CACM輸入総額140億2,000万ドル (表4) の約50%を占めている。

表6 衣料品の対米輸出額と対前年比伸び率

(単位: 100万ドル, %)

	04年	05年	06年
CACM	7,708.1 (5.6)	7,501.8 (-2.7)	7,122.4 (-5.1)
コスタリカ	526.4 (-12.7)	491.3 (-6.6)	474.9 (-3.4)
エルサルバドル	1,760.0 (0.1)	1,657.6 (-5.8)	1,443.3 (-12.9)
グアテマラ	2,007.2 (10.6)	1,872.2 (-6.7)	1,722.7 (-8.0)
ホンジュラス	2,800.4 (6.8)	2,744.4 (-2.0)	2,577.7 (-6.1)
ニカラグア	614.1 (23.3)	736.1 (19.9)	903.7 (22.8)

(注) () 内の数字は対前年比伸び率

(出所) 表5と同じ。 p.37 TableA-10より抜粋。

競争激化の米国市場

CACM からの対米衣料品輸出の成長は減少傾向を示している。表 6 によれば、CACM 諸国の衣料品の対米輸出はニカラグアを除く 4 か国で 05 年から 06 年にかけて、2 年連続して減少した。米国から CACM を含む中米・カリブ地域への繊維輸出も減少傾向を見せるようになってきている。従来、米国の特惠輸入制度では米国産材料を使っていることが繊維製品の輸入税免除に課せられた条件であった。これが CBI (カリブ援助構想) の枠組みの下で、米国製生地・材料を輸入して縫製加工して米国の再輸出する保税加工業を発展させた。その後 2000 年に施行された CBTPA (カ

リブ海貿易パートナー法)によって、関税撤廃による特惠制度が強化された。これに加えて中米産の生地を使用した衣料も条件によっては特惠対象とする品目も定められたことも、米国製材料の需要を減退させることになった。

中米カリブの繊維産業界では、価格が米国産よりも安いアジア産が歓迎されるようになってきている。05 年より WTO による繊維の輸入割当制度が廃止され、繊維貿易の自由競争が激化したことによって、高価格の米国産を使っていたのでは米国への輸出が難しくなってきたことが影響している。米国の対 CBERA (カリブ海経済復興法) 対象国への衣料品と繊維の輸出額は減少している (表 7)。

表 7 米国の対 CBERA 対象国への繊維・衣料品輸出

(単位: 1000 ドル, %)

	02 年	05 年	06 年
衣料品	2,376,490 (50.0)	1,514,330 (35.0)	820,308 (36.1)
繊維	2,375,259 (50.0)	2,808,095 (65.0)	1,454,960 (63.8)
合計	4,752,259 (100.0)	4,322,424 (100.0)	2,275,268 (100.0)

(注) () 内は合計に対する構成比率

対象国には DR-CAFTA 発効まで CBERA の受益国であった CACM4 国も含む。
(出所) U.S. International Trade Commission, The Impact of the Caribbean Basin Economic Recovery Act, Eighteenth Report 2005-2006, Table 2-12 より抜粋。

同統計の衣料品とは、米国で裁断済みの衣料品部品であるが、その輸出額は02年（約23億7,600万ドル）に対して06年の実績（約8億2,000万ドル）は65%の減少となっている。表7で衣料品の比率が低下したのは、前記CBTPAによって、米国で衣料品を特惠輸入対象となる条件に、米国で裁断された部品を使用することを必要としなくなったことが影響している。そのために、米国よりも賃金水準が低い中米カリブでの裁断加工のために繊維の輸入比率上昇を招いた。

繊維素材についても米国製よりもアジア産への需要が高まっている。その理由は価格は低いことである。米国政府機関（United States International Trade Commission、以下USITC）の報告書（Probable Economic Effect of Modifications to DR-CAFTA Rules of Origin and Tariffs for Certain Apparel Goods）では、生地値段は中国やパキスタンからの輸入品が米国製に比べて50%も安いと輸入業者が指摘していることを紹介している。

米国市場では中国からの輸入が急

増する反面、中米カリブからの輸入が低下している具体例を、USITCは次のような事例を紹介している。

女性用ウール製アノラックの輸入は04年から06年にかけてはDR-CAFTA地域からは04年の1,640万ドルから06年には350万ドルに79%減少した。一方、中国からは同期間に、1,000%増加して1,590万ドルを記録した。

問われるコストの国際競争力

CACMの繊維産業界でも、米国市場を確保するためにはアジア産の材料への関心を高めている。同地域のアジアからの輸入は、米国やEUよりも規模は小さい（表8）。しかし、その中でも中国からの輸入が増加していることが注目される。CACMの対中国輸入のシェアは00年の1.1%から05年には5.1%に上昇した。CACMの4か国は台湾承認国であり、コスタリカは07年6月に、台湾と断交して中国と国交関係を結んだばかりである。しかし、貿易についてはこれらの台湾承認国も既に、中国との貿易取引は行っている。

表8 中米共同市場の輸入市場構成

(単位：100万ドル，%)

	CACM	米国	EU	中国	香港	その他	合計
00年金額	2,739	7,927	1,633	208	78	4,694	18,909
05年金額	2,602	9,557	2,529	1,355	135	8,448	26,758
00年比率	14.5	41.9	8.6	1.1	0.4	24.8	100.0
05年比率	9.7	35.7	9.5	5.1	0.5	31.6	100.0

(注)、(出所) 表1と同じ。

保税加工貿易が輸入中間財を加工して最終製品を輸出することによって利益を確保するビジネスである以上は、輸入コストの削減が採算に大きく影響する。CACMの保税加工貿易が、米国产中間財を加工することを前提に米国の特惠輸入制度が維持されている時代は、米国繊維産業の上流部門（中間財）と中米の下流部門（加工部門）の国際分業が円滑に機能した。しかし、05年からのWTOによる輸入割当制度が撤廃され、また米国の通商政策が米国产中間財使用義務の緩和の方向に向かっている。

DR-CAFTAの原産地規則では、原則として関税分類（HSコード）変更基準が適用される。従って、域外から輸入した原材料や部品等を使用して製品を生産した結果、当該製品の関税分類番号が変わると現地産（つ

まり、DR-CAFTA域内産）と看做される。これに加えて繊維については、米国での輸入税を免除する条件が別途定められている。例えば中米産の糸や生地の使用が認められる。また、域内生産量が少ない原材料に関しては、域外からの輸入品を利用した製品を域内品と認められる。またトラックスやパジャマ、ナイトウェア、ブラジャー等は原材料の産地がどこであろうと、裁断や縫製が域内で行われると、DR-CAFTAが適用されるなど、さまざまな適用基準が定められている。

このような保税加工産業を取り囲む環境変化の中で、CACMの産業界が中国商品の国際競争力をどのように活用するのか注目される。

経営の独立性を求める保税加工業

CACM における衣料品保税加工業の多くは、縫製の生地を委託企業を受取り、それを賃加工するビジネスである。これとは別に経営の独自性が一層発揮できるフルパッケージ生産に取り組む企業もある。この種の企業は縫製の材料も独自の判断で調達している。これについて、ECLAC が今年発表した外国投資年報（Foreign Investment in Latin America and the Caribbean）ではグアテマラに進出した韓国資本の衣料品メーカーの実態を次ぎのように紹介している。

同年報でインタビューに応じた韓国企業 6 社の内、1 社は他の韓国企業から染色を請け負っている。他の 1 社はグアテマラ在住の韓国人経営

の企業からの受注のみで経営している。残り 4 社が中米大手 200 社にも入る衣料品メーカーである。その中の 2 社は上位 5 社に入っている。これの企業の年間売上げ（05 年）は 1,400 万ドルから 3 億 1,100 万ドルである。創立時期は 5 社が 1997 年から 2003 年、1 社が 1989 年である。従業員数は 1,200 人から 6,000 人となっている。

これらの企業は米国の特恵輸入制度を適用される衣料品を生産しているが、またアジアから調達した糸や生地による製品も加工している。その理由はアジアからの材料による衣料品は米国で輸入税を負担しなければならない。しかし、米国産よりも低コストのアジア産材料を使えば輸入税を負担しても米国市場での競争への対応も可能だからである。